

東海道五十三次 27 番目の宿場



2026(令和8)年8月21日
袋井市長定例記者会見資料
スポーツ文化観光部 スポーツ政策課

～親しまれる愛称でスポーツ環境の充実と地域経済の活性化を目指す～
愛野公園野球場のネーミングライツ・パートナーを募集しています

- ◇愛野公園野球場は、現在、指定管理者である袋井市スポーツ協会グループが管理していますが、市民や利用者に親しみを持ってもらうとともに、民間事業者等との連携により施設の付加価値と魅力を高め、地域経済の活性化と新たな自主財源を確保し、スポーツ施設の改修等に活用することを目的に、ネーミングライツ・パートナーを募集します。
- ◇本市でネーミングライツ・パートナーを募集するのは、さわやかアリーナ(袋井市総合体育館)に続く2例目となります。

【概要】

1. 対象施設

- (1) 名称 : 愛野公園野球場
(2) 所在地 : 袋井市豊沢1727
(3) 施設概要 :
野球・ソフト1面(両翼92m、センター118m)
一部スタンドあり
(4) 施設完成 : 1982(昭和57)年9月



2. 募集概要

- (1) 愛称〔ネーミング〕 :
愛野公園野球場にふさわしい愛称とし、市民や施設利用者にとって親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とする。なお、条例で定める施設の正式名称(愛野公園野球場)は変更しない。
- (2) 愛称の使用期間 : 2027(令和9)年1月1日 ~ 2032(令和14)年3月31日〔5年3か月間〕
- (3) ネーミングライツ料〔希望金額〕 :
年度額 : 100万円以上(消費税及び地方消費税を除く) ※希望金額以下でも申込可能
2027(令和9)年1月～3月は、年度額の12分の3以上の額とする。
- (4) 応募資格 : 市内外を問わず、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人・団体等とする。
- (5) 募集期間 : 2026(令和8)年8月7日(金) ~ 2026(令和8)年9月7日(月)
- (6) 今後のスケジュール :
審査委員会によるネーミングライツ・パートナーの決定(10月上旬予定)、12月市議会への報告、ネーミングライツ・パートナーとの契約を経て、2027年1月から愛称使用開始予定。
- (7) 資料掲載URL

https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/11/dantaijoho/sports_shisetsu/14738.html

